

議案第97号

鹿屋市手数料条例の一部改正について

鹿屋市手数料条例の一部を次のように改正する。

令和6年11月29日提出

鹿屋市長 中 西 茂

鹿屋市手数料条例の一部を改正する条例

鹿屋市手数料条例（平成18年鹿屋市条例第85号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

手数料を徴収する事項	手数料の名称	手数料の金額
1 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項から第26項までにおいて「法」という。）第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は法第18条第2項の規定に基づく通知に対する審査	建築物確認申請 又は計画通知審査手数料	次のアからカまでに掲げる建築物の床面積の合計（以下この項及び次項において「床面積の合計」という。）の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該建築物がキ、ク又はケに掲げる建築物に該当する場合にあっては、アからカまでに掲げる金額にキ、ク又はケに掲げる適合性判定に係る建築物の算定対象部分（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第2条第1項第3号及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28

年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号イに規定する建築物の一次エネルギー消費量の算定対象とする部分をいう。)の床面積に応じ、当該区分に掲げる金額をそれぞれ加えた額

ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの

1 件につき 10,000円

イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの

1 件につき 19,000円

ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの

1 件につき 30,000円

エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの

1 件につき 43,000円

オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの

1 件につき 57,000円

カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの

1 件につき 83,000円

		キ 法第87条の4の昇降機を設ける建築物（クに掲げる建築物を除く。） 1 件につき 11,000円 （小荷物専用昇降機にあっては、6,600円） ク 確認を受けた建築物の計画を変更して昇降機を設ける建築物 1 件につき 7,200円 （小荷物専用昇降機にあっては、4,500円） ケ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為に該当する建築物で次の（ア）から（エ）までに掲げる申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額 （ア）床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項から第40項までにお
--	--	---

		いて「一戸建ての住宅」という。) 13,000円 (イ) 床面積が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 14,000円 (ウ) 床面積が300平方メートル未満の共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅（以下この項から第40項までにおいて「共同住宅等」という。） 24,000円 (エ) 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 38,000円
2 法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は法第18条第16項の規定に基づく工事完了の通知に対する審査	建築物完了検査申請又は計画通知完了検査手数料	次のアからカまでに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該建築物が法第87条の4の昇降機を設ける建築物に該当する場合にあつては、アからカまでに掲げる建築物に昇降機1基につき16,000円（小荷物専用昇降機にあつては11,000円）を、キに掲げる適合性判定に係る建築物の算定対象部分（建築物の一次エネルギー消費量の

		算定対象とする部分をいう。)の床面積の区分に応じ、それぞれ当該部分に掲げる額をアからカに掲げる金額にそれぞれ加えた額
	ア	床面積の合計が30平方メートル以内のもの
	1 件につき	18,000円
	イ	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの
	1 件につき	25,000円
	ウ	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの
	1 件につき	35,000円
	エ	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの
	1 件につき	47,000円
	オ	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
	1 件につき	64,000円
	カ	床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの
	1 件につき	88,000円
	キ	建築物省エネ法第11条第1項の規定する要確認特定

		建築行為に該当する建築物 （住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第5条第1項に規定する建設住宅性能評価（特定建築行為に係る住宅が建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の建設住宅性能評価に限る。）を受けたものを除く。）で、次の(ア)から(ウ)までに掲げる申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額 (ア) 床面積が500平方メートル以内のもの 5,500円 (イ) 床面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 7,500円 (ウ) 床面積が1,000平方メートルを超えるもの 10,000円
3 法第7条の6第1項第1号及び第2号（法第87条の4において準用する場合を	検査済証交付前建築物等仮使用認定申請手数料	1件につき 121,000円

含む。)又は法第18条第38項第1号及び第2号の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査		
4 法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定(位置の指定を受けた道路の変更及び廃止を含む。)の申請に対する審査	道路位置指定申請手数料	1件につき 50,000円
5 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築特例認定申請手数料	1件につき 28,000円
6 法第49条の2の規定により定める鹿屋市特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例(令和2年鹿屋市条例第44号)第4条第2項又は第3項の規定に基づく特定用途制限地域における建築等の許可の申請に対する審査	特定用途制限地域における建築等許可申請手数料	1件につき 180,000円
7 法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	仮設興行場等建築制限適用除外許可申請手数料	1件につき 121,000円
8 法第86条第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等により建築される建築	一団地の建築物の建築特例認定申請手数料	建築物の数が1又は2であるもの 1件につき 78,000円

物に関する特例の認定の申請に対する審査		建築物の数が3以上であるもの 1件につき78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えた額
9 法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計により建築される建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の建築特例認定申請手数料	建築物（既存建築物を除く。）の数が1であるもの 1件につき 78,000円
		建築物（既存建築物を除く。）の数が2以上であるもの 1件につき 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えた額
10 法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	建築物（一敷地内認定建築物を除く。）の数が1であるもの 1件につき 78,000円
		建築物（一敷地内認定建築物を除く。）の数が2以上であるもの 1件につき 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えた額
11 法第86条の5第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消しの申請に対する審査	一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し申請手数料	1件につき 6,400円に現に存する建築物の数に13,000円を乗じて得た額を加えた額
12 法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建	1件につき 28,000円

距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	建築物の容積率等制限適用除外認定手数料		
13 法第86条の7第1項の規定に基づく大規模修繕又は大規模模様替の制限の緩和に係る既存建築物の敷地と道路の制限緩和認定申請に対する審査	既存建築物の敷地と道路の制限緩和認定申請手数料	1件につき	28,000円
14 法第86条の7第1項の規定に基づく大規模修繕又は大規模模様替の制限の緩和に係る既存建築物の道路内建築制限緩和認定申請に対する審査	既存建築物の道路内建築制限緩和認定申請手数料	1件につき	28,000円
15 法第86条の8第1項の規定に基づく増築等を2以上の工事に分けて行う建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	増築等を2以上の工事に分けて行う建築物の工事の全体計画認定申請手数料	1件につき	28,000円
16 法第86条の8第3項の規定に基づく増築等を2以上の工事に分けて行う建築物に関する特例の変更認定の申請に対する審査	増築等を2以上の工事に分けて行う建築物の工事の全体計画変更認定申請手数料	1件につき	28,000円
17 法第87条の2第1項の規定に基づく用途変更を2以上の工事に分けて行う建築	用途変更を2以上の工事に分けて行う建築物の	1件につき	28,000円

物に関する特例の認定の申請に対する審査	工事の全体計画認定	
18 法第87条の2第2項の規定に基づく用途変更を2以上の工事に分けて行う建築物に関する特例の変更認定の申請に対する審査	用途変更を2以上の工事に分けて行う建築物の工事の全体計画変更認定申請手数料	1件につき 28,000円
19 法第87条の3第6項の規定に基づく興行場等の用途変更に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	興行場等用途変更制限適用除外許可申請手数料	1件につき 121,000円
20 法第87条の4において準用する法第6条第1項前段の規定に基づく建築設備に関する確認の申請又は法第18条第2項の規定に基づく通知に対する審査	建築設備確認申請又は計画通知手数料	ア 小荷物専用昇降機 1件につき 6,600円 イ ア以外の建築設備 1件につき 11,000円
21 法第87条の4において準用する法第6条第1項後段の規定に基づく建築設備に関する計画変更の確認の申請又は法第18条第2項の規定に基づく通知に対する審査	建築設備計画変更確認申請又は計画通知手数料	ア 小荷物専用昇降機 1件につき 4,500円 イ ア以外の建築設備 1件につき 7,200円
22 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定に基づく建築設備に関する	建築設備完了検査申請又は計画通知完了検査手	ア 小荷物専用昇降機 1件につき 11,000円 イ ア以外の建築設備

る完了検査の申請又は法第18条第20項の規定に基づく通知に対する審査	数料	1 件につき	16,000円
23 法第88条第1項において準用する法第6条第1項前段の規定に基づく工作物に関する確認の申請又は法第18条第2項の規定に基づく通知に対する審査	工作物確認申請又は計画通知手数料	1 件につき	11,000円
24 法第88条第1項において準用する法第6条第1項後段の規定に基づく工作物に関する計画変更の確認の申請又は法第18条第2項の規定に基づく計画変更の通知に対する審査	工作物計画変更確認申請又は計画通知計画変更手数料	1 件につき	6,900円
25 法第88条第1項において準用する法第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請又は法第18条第20項の規定に基づく工事完了の通知に対する審査	工作物完了検査申請又は計画通知完了検査手数料	1 件につき	13,000円
26 建築確認又は建築許可等に関する証明	証明手数料	1 件につき	200円
27 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項から第32項までにおいて「法」	長期優良住宅建築等計画等の認定申請手数料	次のア及びイに掲げる区分に応じて、認定の申請に係る住宅が属する一の建築物の住宅の総戸数に応じ、次に掲げる	

という。)第5条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項又は第7項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画（以下この項から第32項までにおいて「長期優良住宅建築等計画等」という。）の認定の申請に対する審査

額を、当該建築物における認定申請戸数で除した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、当該認定申請に併せて、法第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、次に掲げる区分に応じて定まる額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、第1項のアからカまでに規定する金額（当該建築物が同項のキ又はクに掲げる建築物に該当する場合にあっては、同項のアからカまでに掲げる金額を加えた額）をそれぞれ加えた額（以下この項及び次項において「加算額」という。）

ア 住宅の新築

(ア) 1戸のもの

52,000円

（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した同法第6条の2第5項に規定する確認書若しくは

同法第5条第1項に規定する住宅性能評価書で同法第6条の2第4項に規定する当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨の記載があるもの又はこれらの写し（以下この項及び次項において「確認書等」という。）の提出がある場合は、17,000円）

(イ) 1戸を超え5戸以内のもの

123,000円

（確認書等の提出がある場合は、35,000円）

(ウ) 5戸を超え10戸以内のもの

200,000円

（確認書等の提出がある場合は、58,000円）

(エ) 10戸を超えるもの

394,000円

（確認書等の提出がある場合は、105,000円）

イ 既存住宅の増築若しくは改築又は維持保全

(ア) 1戸のもの

73,000円

（確認書等の提出がある

		場合は、21,000円) (イ) 1戸を超え5戸以内のもの 174,000円 (確認書等の提出がある場合は、43,000円) (ウ) 5戸を超え10戸以内のもの 283,000円 (確認書等の提出がある場合は、73,000円) (エ) 10戸を超えるもの 561,000円 (確認書等の提出がある場合は、132,000円)
28 法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画等の変更認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等の変更認定申請手数料	次のア及びイに掲げる区分に応じて、変更認定の申請に係る住宅が属する一の建築物の住宅の総戸数に応じ、次に掲げる額を、当該建築物における変更認定申請戸数で除した額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)。ただし、当該変更認定申請に併せて、法第8条第2項の規定に基づき準用する法第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、

		次に掲げる区分に応じて定まる額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた額
	ア	住宅の新築
		(ア) 1戸のもの
		52,000円
		(確認書等の提出がある場合は、17,000円)
		(イ) 1戸を超え5戸以内のもの
		123,000円
		(確認書等の提出がある場合は、35,000円)
		(ウ) 5戸を超え10戸以内のもの
		200,000円
		(確認書等の提出がある場合は、58,000円)
		(エ) 10戸を超えるもの
		394,000円
		(確認書等の提出がある場合は、105,000円)
	イ	既存住宅の増築若しくは改築又は維持保全
		(ア) 1戸のもの
		73,000円
		(確認書等の提出がある場合は、21,000円)
		(イ) 1戸を超え5戸以内のもの

		もの 174,000円 (確認書等の提出がある場合は、43,000円) (㍅) 5戸を超え10戸以内のもの 283,000円 (確認書等の提出がある場合は、73,000円) (エ) 10戸を超えるもの 561,000円 (確認書等の提出がある場合は、132,000円)
29 法第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請に対する審査	譲受人を決定した場合の長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料	1戸につき 4,500円
30 法第9条第3項の規定に基づく管理者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請に対する審査	管理者等が選任された場合の長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料	1戸につき 8,600円
31 法第10条の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等の地位承継承認申請手数料	1戸につき 4,500円
32 長期優良住宅建築等計画等の認定に関する証明	証明手数料	1件につき 200円

33 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項から第35項までにおいて「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	ア 法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として市長が認めるものを添付する場合 次に掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額（以下この項のアにおいて「基本額」という。）。ただし、当該認定申請に併せて法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、基本額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、第1項のアからカまでに規定する金額（当該建築物が同項のキ又はクに掲げる建築物に該当する場合にあっては、同項のアからカまでに掲げる金額を加えた額）をそれぞれ加えた額（以下この項及び次項において「加算額」という。） (ア) 住宅以外の用に供する建築物（以下この項及び次項において「非住宅建築物」という。）で、モデル建物法を用いて計算し
---	---------------------------	--

		たもの
	a	床面積が300平方メートル未満のもの 10,000円
	b	床面積が300平方メートル以上のもの 29,000円
	(イ)	非住宅建築物で、標準入力法を用いて計算したもの
	a	床面積が300平方メートル未満のもの 10,000円
	b	床面積が300平方メートル以上のもの 29,000円
	(ウ)	住宅の用に供する建築物で、標準計算法を用いて計算したもの
	a	一戸建ての住宅 6,800円
	b	床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 14,000円
	c	床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 26,000円
	(エ)	住宅の用に供する建築

		物で、仕様基準によるもの
	a 一戸建ての住宅	6,800円
	b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等	14,000円
	c 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等	26,000円
	(㉔) 住宅の用に供する建築物で、仕様・計算併用法によるもの	
	a 一戸建ての住宅	6,800円
	b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等	14,000円
	c 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等	26,000円
	(㉕) 住宅の用に供する建築物と非住宅建築物との複合建築物（以下この項及び次項において「複合建築物」という。）	

認定申請に係る一の複
合建築物のそれぞれの部
分の床面積の区分に応
じ、この項のアの(ア)から
(オ)までに掲げる金額を
合計した額

イ その他の場合

次に掲げる認定申請に係
る建築物の区分に応じ、そ
れぞれ当該区分に掲げる金
額（以下この項のイにおい
て「基本額」という。）。た
だし、当該認定申請に併せ
て法第54条第2項の規定に
より建築基準関係規定に適
合するかどうかの審査を受
けるよう申し出る場合にあ
っては、基本額に、当該建
築物の床面積の区分に応
じ、加算額をそれぞれ加え
た額

(ア) 非住宅建築物で、モデ
ル建物法を用いて計算し
たもの

a 床面積が300平方メ
ートル未満のもの

95,000円

b 床面積が300平方メ
ートル以上のもの

155,000円

		(イ) 非住宅建築物で、標準 入力法を用いて計算した もの
	a	床面積が300平方メ ートル未満のもの 239,000円
	b	床面積が300平方メ ートル以上のもの 384,000円
	(ウ) 住宅の用に供する建築 物で、標準計算法を用い て計算したもの	
	a	床面積が200平方メ ートル未満の一戸建て の住宅 39,000円
	b	床面積が200平方メ ートル以上の一戸建て の住宅 43,000円
	c	床面積が300平方メ ートル未満の共同住宅 等 78,000円
	d	床面積が300平方メ ートル以上の共同住宅 等 126,000円
	(エ) 住宅の用に供する建築 物で、仕様基準によるも	

		の
	a	床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 21,000円
	b	床面積が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 23,000円
	c	床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 41,000円
	d	床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 66,000円
	(オ)	住宅の用に供する建築物で、仕様・計算併用法によるもの
	a	床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 30,000円
	b	床面積が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 32,000円
	c	床面積が300平方メートル未満の共同住宅

		等 59,000円 d 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 95,000円 (カ) 複合建築物 認定申請に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項のイの(ア)から(オ)までに掲げる金額を合計した額
34 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	ア 法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として市長が認めるものを添付する場合 次に掲げる変更認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額（以下この項のアにおいて「基本額」という。）。ただし、当該変更認定申請に併せて法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、基本額に、当該建築物

		の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた額
		(7) 非住宅建築物で、モデル建物法を用いて計算したもの
	a	床面積が300平方メートル未満のもの 5,100円
	b	床面積が300平方メートル以上のもの 14,000円
		(i) 非住宅建築物で、標準入力法を用いて計算したもの
	a	床面積が300平方メートル未満のもの 5,100円
	b	床面積が300平方メートル以上のもの 14,000円
		(v) 住宅の用に供する建築物で、標準計算法を用いて計算したもの
	a	一戸建ての住宅 3,400円
	b	床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 6,800円
	c	床面積が300平方メ

		一トル以上の共同住宅等
		13,000円
	(エ)	住宅の用に供する建築物で、仕様・計算併用法によるもの
	a	一戸建ての住宅
		3,400円
	b	床面積が300平方メートル未満の共同住宅等
		6,800円
	c	床面積が300平方メートル以上の共同住宅等
		13,000円
	(オ)	複合建築物
		変更認定申請に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項のアの(ア)から(エ)までに掲げる金額を合計した額
	イ	その他の場合
		次に掲げる変更認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額（以下この項のイにおいて「基本額」という。）。ただし、当該変更認定申請に併せて法第55条第2項において準用する法第

54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、基本額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた額

(ア) 非住宅建築物で、モデル建物法を用いて計算したもの

a 床面積が300平方メートル未満のもの

47,000円

b 床面積が300平方メートル以上のもの

78,000円

(イ) 非住宅建築物で、標準入力法を用いて計算したもの

a 床面積が300平方メートル未満のもの

120,000円

b 床面積が300平方メートル以上のもの

192,000円

(ウ) 住宅の用に供する建築物で、標準計算法によるもの

a 床面積が200平方メートル未満の一戸建て

		の住宅	19,000円
	b	床面積が200平方メートル以上の一戸建ての住宅	
			21,000円
	c	床面積が300平方メートル未満の共同住宅等	
			39,000円
	d	床面積が300平方メートル以上の共同住宅等	
			63,000円
	(エ)	住宅の用に供する建築物で、仕様・計算併用法によるもの	
	a	床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅	
			15,000円
	b	床面積が200平方メートル以上の一戸建ての住宅	
			16,000円
	c	床面積が300平方メートル未満の共同住宅等	
			30,000円
	d	床面積が300平方メ	

		一トル以上の共同住宅等 47,000円 (オ) 複合建築物 変更認定申請に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項のイの(ア)から(エ)までに掲げる金額を合計した額
35 低炭素建築物新築等計画の認定に関する証明	証明手数料	1 件につき 200円
36 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項から第40項までにおいて「法」という。）第11条第1項の規定に基づく提出又は法第12条第2項の規定に基づく通知に関する建築物エネルギー消費性能確保計画に対する審査	エネルギー消費性能確保計画適合性判定手数料	次に掲げる適合性判定に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額 ア 非住宅建築物でモデル建物法を用いて計算したもの (ア) 床面積が300平方メートル未満のもの 95,000円 (イ) 床面積が300平方メートル以上のもの 155,000円 イ 非住宅建築物で標準入力法を用いて計算したもの (ア) 床面積が300平方メートル未満のもの 239,000円 (イ) 床面積が300平方メートル以上のもの

		384,000円
	ウ 住宅の用に供する建築物 で標準計算法を用いて計算 したもの	
	(ア) 床面積が200平方メー トル未満の一戸建ての住 宅	
		39,000円
	(イ) 床面積が200平方メー トル以上の一戸建ての住 宅	
		43,000円
	(ウ) 床面積が300平方メー トル未満の共同住宅等	
		78,000円
	(エ) 床面積が300平方メー トル以上の共同住宅等	
		126,000円
	エ 住宅の用に供する建築物 で仕様・計算併用法による もの	
	(ア) 床面積が200平方メー トル未満の一戸建ての住 宅	
		30,000円
	(イ) 床面積が200平方メー トル以上の一戸建ての住 宅	
		32,000円
	(ウ) 床面積が300平方メー	

		トル未満の共同住宅等 59,000円 (エ) 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 95,000円 オ 複合建築物 適合性判定に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項のアからエまでに掲げる金額を合計した額
37 法第11条第2項の規定に基づく提出又は法第12条第3項の規定に基づく通知に関する変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に対する審査	エネルギー消費性能確保計画変更適合性判定手数料	次に掲げる適合性判定に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額 ア 非住宅建築物でモデル建物法を用いて計算したもの (ア) 床面積が300平方メートル未満のもの 47,000円 (イ) 床面積が300平方メートル以上のもの 78,000円 イ 非住宅建築物で標準入力法を用いて計算したもの (ア) 床面積が300平方メートル未満のもの 120,000円 (イ) 床面積が300平方メートル以上のもの 192,000円

		ウ 住宅の用に供する建築物 で標準計算法を用いて計算 したもの (ア) 床面積が200平方メー トル未満の一戸建ての住 宅 19,000円 (イ) 床面積が200平方メー トル以上の一戸建ての住 宅 21,000円 (ウ) 床面積が300平方メー トル未満の共同住宅等 39,000円 (エ) 床面積が300平方メー トル以上の共同住宅等 63,000円
		エ 住宅の用に供する建築物 で仕様・計算併用法による もの (ア) 床面積が200平方メー トル未満の一戸建ての住 宅 15,000円 (イ) 床面積が200平方メー トル以上の一戸建ての住 宅 16,000円 (ウ) 床面積が300平方メー トル未満の共同住宅等

		30,000円 (エ) 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 47,000円 オ 複合建築物 適合性判定に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項のアからエまでに掲げる金額を合計した額
38 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条に規定する軽微な変更に応じ、そのことを証する書面の交付に対する審査	軽微な変更該当証明書の交付手数料	次に掲げるエネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に係る区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額 ア 非住宅建築物で、モデル建物法を用いて計算したもの (ア) 床面積が300平方メートル未満のもの 47,000円 (イ) 床面積が300平方メートル以上のもの 78,000円 イ 非住宅建築物で標準入力法を用いて計算したもの (ア) 床面積が300平方メートル未満のもの 120,000円 (イ) 床面積が300平方メートル以上のもの

		192,000円
	ウ 住宅の用に供する建築物 で標準計算法を用いて計算 したもの	
	(ア) 床面積が200平方メー トル未満の一戸建ての住 宅	
		19,000円
	(イ) 床面積が200平方メー トル以上の一戸建ての住 宅	
		21,000円
	(ウ) 床面積が300平方メー トル未満の共同住宅等	
		39,000円
	(エ) 床面積が300平方メー トル以上の共同住宅等	
		63,000円
	エ 住宅の用に供する建築物 で仕様・計算併用法による もの	
	(ア) 床面積が200平方メー トル未満の一戸建ての住 宅	
		15,000円
	(イ) 床面積が200平方メー トル以上の一戸建ての住 宅	
		16,000円
	(ウ) 床面積が300平方メー	

		トル未満の共同住宅等 30,000円 (エ) 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 47,000円 オ 複合建築物 軽微な変更に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項のアからエまでに掲げる金額を合計した額
39 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	ア 法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として市長が認めるものを添付する場合 次に掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額（以下この項のアにおいて「基本額」という。）。ただし、当該認定申請に併せて法第30条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、基本額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、第1項のアからカまでに規定する金額（当該建築物が同項のキ又はクに掲げ

		る建築物に該当する場合に あつては、同項のアからカ に掲げる金額を加えた額) をそれぞれ加えた額（以下 この項及び次項において 「加算額」という。） (ア) 非住宅建築物で、モデ ル建物法を用いて計算し たもの a 床面積が300平方メ ートル未満のもの 10,000円 b 床面積が300平方メ ートル以上のもの 29,000円 (イ) 非住宅建築物で、標準 入力法を用いて計算した もの a 床面積が300平方メ ートル未満のもの 10,000円 b 床面積が300平方メ ートル以上のもの 29,000円 (ウ) 住宅の用に供する建築 物で、標準計算法による もの a 一戸建ての住宅 6,800円 b 床面積が300平方メ
--	--	--

		一トル未満の共同住宅等 14,000円 c 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 26,000円 (エ) 住宅の用に供する建築物で、仕様基準によるもの a 一戸建ての住宅 6,800円 b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 14,000円 c 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 26,000円 (オ) 住宅の用に供する建築物で、仕様・計算併用法によるもの a 一戸建ての住宅 6,800円 b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 14,000円 c 床面積が300平方メ
--	--	---

一トル以上の共同住宅
等

26,000円

(カ) 住宅の用に供する建築物と非住宅建築物との複合建築物（以下この項及び次項において「複合建築物」という。）

認定申請に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項のアの(ア)から(オ)までに掲げる金額を合計した額

イ その他の場合

次に掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額（以下この項のイにおいて「基本額」という。）。ただし、当該認定申請に併せて法第30条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、基本額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた額

(ア) 非住宅建築物で、モデ

		ル建物法を用いて計算したもの
	a	床面積が300平方メートル未満のもの 95,000円
	b	床面積が300平方メートル以上のもの 155,000円
	(イ)	非住宅建築物で、標準入力法を用いて計算したもの
	a	床面積が300平方メートル未満のもの 239,000円
	b	床面積が300平方メートル以上のもの 384,000円
	(ウ)	住宅の用に供する建築物で、標準計算法によるもの
	a	床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 39,000円
	b	床面積が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 43,000円
	c	床面積が300平方メートル未満の共同住宅

		等	78,000円
	d	床面積が300平方メートル以上の共同住宅等	
			126,000円
	(エ)	住宅の用に供する建築物で、仕様基準によるもの	
	a	床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅	
			21,000円
	b	床面積が200平方メートル以上の一戸建ての住宅	
			23,000円
	c	床面積が300平方メートル未満の共同住宅等	
			41,000円
	d	床面積が300平方メートル以上の共同住宅等	
			66,000円
	(オ)	住宅の用に供する建築物で、仕様・計算併用法によるもの	
	a	床面積が200平方メートル未満の一戸建て	

		の住宅 30,000円 b 床面積が200平方メートル以上である一戸建ての住宅 32,000円 c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 59,000円 d 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 95,000円 (カ) 複合建築物 認定申請に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項のイの(ア)から(オ)までに掲げる金額を合計した額
40 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定の申請に対する審査	エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	ア 法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として市長が認めるものを添付する場合 次に掲げる変更認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額（以下この項のアにおいて「基本額」とい

う。)。ただし、当該変更認定申請に併せて法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、基本額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた額

(7) 非住宅建築物で、モデル建物法を用いて計算したもの

a 床面積が300平方メートル未満のもの

5,100円

b 床面積が300平方メートル以上のもの

14,000円

(4) 非住宅建築物で、標準入力法を用いて計算したもの

a 床面積が300平方メートル未満のもの

5,100円

b 床面積が300平方メートル以上のもの

14,000円

(5) 住宅の用に供する建築物で、標準計算法による

		もの
		a 一戸建ての住宅
		3,400円
		b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等
		6,800円
		c 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等
		13,000円
	(エ) 住宅の用に供する建築物で、仕様・計算併用法によるもの	
		a 一戸建ての住宅
		3,400円
		b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等
		6,800円
		c 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等
		13,000円
	(オ) 複合建築物	
		認定申請に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項のアの(ア)から(エ)までに掲げる金額を

合計した額

イ その他の場合

次に掲げる変更認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額（以下この項のイにおいて「基本額」という。）。ただし、当該変更認定申請に併せて法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、基本額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた額

(ア) 非住宅建築物で、モデル建物法を用いて計算したもの

a 床面積が300平方メートル未満のもの

47,000円

b 床面積が300平方メートル以上のもの

78,000円

(イ) 非住宅建築物で、標準入力法を用いて計算したもの

a 床面積が300平方メ

		メートル未満のもの 120,000円
	b	床面積が300平方メートル以上のもの 192,000円
	(ウ)	住宅の用に供する建築物で、標準計算法によるもの
	a	床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 19,000円
	b	床面積が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 21,000円
	c	床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 39,000円
	d	床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 63,000円
	(エ)	住宅の用に供する建築物で、仕様・計算併用法によるもの
	a	床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅

		15,000円
		b 床面積が200平方メートル以上の一戸建ての住宅
		16,000円
		c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等
		30,000円
		d 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の共同住宅等
		47,000円
		(㍑) 複合建築物 変更認定申請に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項のイの(ア)から(エ)までに掲げる金額を合計した額

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、建築物確認申請等手数料等を改めるため、所要の規定の整備を行いたいので、本案を提出するものである。